

新宿区環境審議会について

1 設置根拠

(1)新宿区環境基本条例

第21条(設置) 区長の附属機関として新宿区環境審議会を置く。

第22条(組織)

- ・審議会は16人以内の委員で組織する。
- ・委員は、環境の保全について学識経験を有する者、区民、事業者及び区職員のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。
- ・委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(2)新宿区環境審議会規則

第3条(会長及び副会長) 会長及び副会長は委員の互選

第4条(会議)

- ・会議の開催は委員の半数以上の出席が必要
- ・審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決する。
- ・会議は公開を原則とする。

2 委員について

(1)構成	学識経験者	5名
	区民及び事業者	10名
	区職員(環境清掃部長)	1名

(2)委嘱期間 2年間(平成30年7月15日～平成32年7月14日)

3 開催回数 3回程度/年

4 調査審議事項

- (1)環境基本計画に関すること
- (2)環境の保全に関する基本的事項

5 開催結果について

資料、議事録共に区HPで公開